

# 第 28 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第28回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信  
会議日時 令和5年1月27日 午後2時00分開会  
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第1号

日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
日程第4 報告第2号 農地法第5条の申請取下げについて  
日程第5 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第2号 農地法の適用外であることの証明願いについて  
日程第7 議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長 藤原 重信君	1番 細谷 知成君
2番 今野八重子君	4番 金野たか子君
5番 古内 嘉博君	6番 中村 亨 君
7番 鈴木 力男君	8番 及川 建則君
9番 熊谷 玲子君	

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区] 大船渡地域 佐藤 幾子君	末崎地域 村上 優司君
末崎地域 尾形キヨシ君	赤崎地域 浅野 幸喜君
猪川地域 鈴木 一志君	立根地域 金 典夫君
日頃市地域 佐藤美智子君	
[三陸町地区] 綾里地域 畑中 圭吾君	越喜来地域 鈴木 学 君
吉浜地域 菊地 久寿君	

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（0名）

事務局出席者

局長 小松 哲 君  
主事 菅野 由夏君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第28回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。令和5年がスタートしまして、間もなく1カ月というところまでまいりました。本日の総会は、今年初めて皆様全員で揃う機会になるわけであります。今年も農業委員会の役割を認識しながら、ともにその務めを果たしてまいりたいと思っております。どうぞご理解とご協力のほどをお願い申し上げまして、ご挨拶に代えたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第27回総会以降の経過報告です。1月4日、令和5年度大船渡市新年交賀会に藤原会長が参加しています。1月25日、令和4年度大船渡地方農業振興大会に本委員会から14名が参加しております。1月26日、北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会は、寒波による交通障害の影響を考慮し、参加を見合わせました。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。2月2日、大船渡市農業協同組合役員報酬審議会に藤原会長が参加予定です。2月8日、令和4年度大船渡市農業委員会第1回役員会を開催予定です。2月9日、令和4年度大船渡市農業委員会会長・事務局長会議・研修会に藤原会長が参加予定です。同日、同会場で開催される令和4年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会に参加を予定しております。次回の第29回総会は2月27日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には8番及川建則農業委員、2番今野八重子農業委員を指名します。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記地目は畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は合計で2,683㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理は12月19日であります。次に番号2、登記地目は田及び畑、現況地目は畑、宅地、山林及び雑種地、面積は合計で1万1,401㎡。権利を取得した理由は相続。届出及び受理の日付は1月10日であります。議案書3ページをお開きください。番号3、登記地目、現況地目は田及び畑、面積は計3,658㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月28日となっております。次に番号4、登記地目、現況地目は田及び畑、面積は合計で1万3,119㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月26日であります。以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、報告第2号農地法第5条の申請取下げについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書4ページをお開きください。報告第2号農地法第5条の申請取下げ願出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものであります。

番号1、登記地目は田及び畑、現況地目は畑、面積は計3,229㎡。権利区分は賃貸借。転用目的は太陽光パネル設置で、本件は今年の11月の総会において審議し、許可相当と決定され、岩手県の第82回常設審議委員会に諮問することとしておりました。しかしながら、その際の計画では、申請地のうち1筆の山林状態にある部分を緑地として活用、保存するという計画でございました。このことについて、諮問前に岩手県などから指導があり、その山林状態の部分について、現状を変更せず保存するのであれば、農地法第5条の申請にそぐわない。そのため、太陽光発電部分で実際に使用する部分を5条申請し、山林部分については、非農地判断で農地から除外することが適当であるとされたため、緑地を含めていた事業を一部変更することとし、前回の申請は一旦取り下げることになったところであります。なお、変更した事業計画による農地法第5条の申請及び緑地部分の非農地判断については、本日、この後ご審議いただく予定となっております。以上です。

○議長（藤原重信君） 報告第2号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書5ページをお開きください。議案第1号農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は330㎡。権利区分は贈与。土地の転用の目的は一般個人住宅の建設で、譲受人の住居が手狭となり、祖母所有の土地の贈与を受けて自宅を新築するためとしており、当該農地は第2種農地に該当しますが、当該土地は公衆用道路と山林に挟まれ、東側には昨年5月農地法第5条の申請を許可して居宅が建築されており、隣接する他の農地も休耕状態で、他の農地に影響しないという一般基準を満たすものと思われまふ。また、住宅建設工事費用の負担が確実であることは、金融機関の住宅ローン審査結果通知により確認しております。次に番号2、地図は2ページをあわせてご覧ください。なお、本件は報告第2号において取り下げを報告した案件の事業計画を変更したものであります。登記地目は田及び畑、現況地目は畑、面積は申請地のうち1筆、2,180㎡のうち平坦な部分の1,066㎡を使用し、計2,115㎡。権利区分は賃貸借。転用目的は、太陽光パネル設置で、使用期間は許可の日から20年となっておりますが、実質的に永年となります。土地の賃借料の支払いが確実であること及び工事費用の負担が確実であることは、借受人の資金の残高証明書により確認しております。なお、当該土地は第2種農地に該当しますが、令和4年9月末まで港湾整備工事の資材置場として利用されており、隣接する農地は休耕状態であるため、周辺農地への影響はないものと見込まれます。なお、申請地のうち1筆の残っている部分は分筆することとなり、この後、非農地判断においてご審議いただく予定であります。次に番号3、地図は3ページをご覧ください。登記地目は田、現況地目は畑、面積は482㎡。権利区分は売買。転用目的は、自宅を新築し独立するためとしており、当該土地は第2種農地に該当しますが、北側の土地は昨年に農地法第5条の申請を許可し、住宅が建築される予定となっており、他に隣接する農地がないことから、周辺農地への影響はないものと見込んでおります。また、住宅建設費用の負担が確実であることは、金融機関の住宅ローン審査結果通知により確認しております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。1番の説明をいたします。転用目的、理由については、事務局がお話ししたとおりです。現状は草地状態になっておりますが、よく管理さ

れており、周りへの影響はないものと思われます。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ないようなので、以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可することに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第1号2番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。転用理由等は今、事務局から説明したとおりになりますので割愛しますが、この斜めになっている部分が、今回改めて申請した場所になります。点線の部分は後で出てきますが、非農地判断になるところになります。現況は地主の希望と聞いておりますが、砂利敷きのままになっております。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可することに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第1号3番について2番今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番（今野八重子君） 2番今野です。議案第1号の3番について、調査報告をいたします。申請地の確認は、21日の午後3時半頃行いました。住宅が点在するところで、申請地の周りには農地はありません。23日の午後4時45分頃、譲渡人の代理人から電話で話を聞きました。譲渡人は県外在住で、2、3年ぐらい前に農地を管理できないから処分してほしいという依頼があったそうです。同地域に家を建てたいという人がいたので、紹介したと言っていました。その後、譲受人に電話をかけて話を聞きました。現在、子供たちは同地域の保育園に入れているし、何かにつけて現居住地より便利なので、こちらに家を建てたいと思い、業者さんに相談した。この場所だと保育園も学校も近くて便利なので、ここに決めたと言っておりました。以上で報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第6、議案第2号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書6ページをお開き願います。議案第2号農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1、地図は4ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は計55.05㎡。非農地の事由として、申請対象は最近、隣接する地番から分筆された土地になりますが、申請地のうち、1筆は、昭和55年当時に隣接する土地の所有者、こちらの方が自宅を建築した時点で建物の一部がはみ出し、以来、宅地として利用されてきた土地。また、残りの申請地は、南側の申請者所有地と隣接地との間に段差があったため、擁壁を設置したところ、一部がはみ出し、以来、宅地として利用されてきた土地であるとのこと。現在まで地目変更を怠ってきた理由として、長年宅地として利用されてきたため、登記簿地目も畑ではないと考えていたためとしており、農地の管理を怠ったことに関して、始末書が提出されております。次に番号2、地図は5ページになります。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は2,079㎡。非農地の事由としては、昭和40年代に近隣のトンネルの工事に際し、残土捨て場として利用され、その後残土を取り除くことはなく、大部分において耕作も行わず、駐車場及び漁船の保管場所として利用されてきたということで、一部に家庭菜園程度の耕作地がありますが、それを除く平坦な部分は砂利敷きで、今回の申請された南側は傾斜地となっております。現在まで地目変更を怠った理由としては、長年隣地に住む親類の庭及び駐車場、漁船の保管場所として利用しており、登記地目も農地ではないと考えていたためとして、農地の管理を怠ったことに関して、始末書が提出されております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区大船渡地域佐藤幾子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤幾子君） 推進委員の佐藤です。議案第2号について報告します。1月26日午前10時頃に所有者に電話で聞き取りを行なっております。

今までの経過については、議案の説明の中で話していたとおりということですが、こういう錯誤があったのは、建設当時から所有者も隣地居住者も承知していたということです。事が大きくならなかったのは、所有者の母親とそれから隣地居住者の母親が姉妹であったため、隣地居住者の母親が所有者の家から出た方だということで、親戚なので目をつぶって、ただし、親戚もう1軒別な人を入れて三者で、親戚の人を立会人として一筆証文を書いて、相互に保管しているということでした。今回、この申請のきっかけは、隣地居住者の方で家を新築したいということで、この際だから、しっかり決めましょうということで、今回の申請に至ったということでした。周りは住宅街であるので、今まで宅地として使っていたということですので、よろしくご審議ください。お願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号2番について8番及川建則農業委員から説明をお願いします。

○8番（及川建則君） 8番及川です。議案第2号2番についてご報告いたします。1月の21日、現地を確認し、所有者から申請について話を聞きました。網掛け部分になります。所有者によると、父の時代に埋め立てをしていたので、農地ではないと思っていたとのことで、最近、農地と分かり、今回の申請に至りました。周りは道路と民家なので、何の影響もないと思われます。よろしくお願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第7、議案第3号農地法第2条第1項の「農地」に該当

するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書7ページをお開きください。議案第3号農地法の運用について第4（2）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

議案書8ページにお進みください。地図は、戻りまして2ページになります。なお、地図の最終ページに現況の写真を添付しておりますので、あわせてご覧ください。番号1、台帳地目は畑、現況地目は山林、農業振興地域外で、面積は2,180㎡のうち1,114㎡。耕作状態は荒廃地化。荒廃した理由は、西側に山林を控えた傾斜地で、以前から耕作には不向きな土地であったということですが、平成7年頃から耕作を中止し、以後、樹木が繁茂する状態になったということで、農地の管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。5条の2で申請地の場所はお知らせしたとおりです。それで、2ページの図面を見てもらえれば分かると思うんですが、点線のところが非農地判断のところになります。段々畑の状態になっておりまして、下の方、平らな方からちょっと上の方は梅の木、棕の木などが栽培ではないけれども、立っております。それから、上の方は竹林状態になっておりまして、原状回復するのは不可能と思われます。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において「農地」に該当しないことと決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これもちまして第28回総会を閉会いたします。

午後2時37分閉会